

# ニュー・ジールランドにおける社会保障制度

村 山 重 忠

一、

ニュー・ジールランドが白人(オランダのタスマン)によってはじめて発見されたのは一六四二年であるが、これを詳しく世界に紹介したのはイギリス人の航海家キャプテン・クック(Capt. James Cook)で、彼は一七六九年秋ニュー・ジールランドに渡来して南北両島を踏査し、その後三回にわたって来ている。その後イギリス本国を追放された罪人にひき続き自由移民が渡来しているが、彼らは広大な土地で独立自営農民としてイギリス本国や他の資本主義国にくらべれば比較的恵まれた生活を営むことができた。したがって、移民の数はうなぎのぼりに増加していった。

ところが、イギリス本国の政府は、移民たちがあまりにはやく独立の自由農民に転化するのを阻止するために、植民地国なるニュー・ジールランドの物価を人為的に引き上げる政策をとった。

しかも、イギリス本国から相対的過剰人口として押し込まれてきた労働者の集団的移民が、一八四〇年以降急速に進められているために、北島においてはやがてマオリ族と白人との間で土地所有権をめぐる深刻な争が各処で起り、一八六〇年にはもっとも肥沃なタラナキ、ワイカト地方において大きな戦乱が発生し、爾後断絶的ではあったが一八七〇年までそれが続いた。この争は組織的な軍隊を持つ白人側の勝利によって終止符をう

つこととなり、かくしてニュー・ジールランドは爾来、完全に欧州人のものとなる。他方、また、一八五二年に北島のコロマンデルで金鉱区が発見されてから南島でも砂金の採取が盛に行なわれ、いわゆるゴールド・ラッシュを現出し、多数の不熟練労働者が渡来したので労働者の数はますます増える一方であった。そして、ゴールド・ラッシュは数ヶ年続いたが、一八七〇年の頃にはそれも終りを告げたので、資源的に石炭および若干の非鉄金属以外にはほとんど地下資源として見るべきものがなかったため、多数の労働者が街頭に投げ出され、それが失業者の群に流れ込んでいき、独占価格も加わって、ニュー・ジールランドにおける労働者すなわち移民の生活は窮迫状態におとし入れられて行く。そればかりでなく、ニュー・ジールランドは、当時海外の羊毛価格と原始的な貿易に依存する不安定な経済状態の国であったから、それがさらに労働者の生活に影響を及ぼし、失業問題がさらに一層叫ばれるにいたった。

政府は、この失業問題解決の手段として、公共事業と補助移民を提唱するウォーシル政策を採り上げた。ところで、この政策を実施するためには相当多額の財政支出が必要とされた。そればかりでなく長期化した一八八〇年代の経済不況による財政欠乏のため、財政支出を削減せざるを得ぬ事態をもたらすにいたった。

したがって、ニュー・ジーンランドの各地で労働争議の発生を見るにいたり、一八七二年から七五年までの間には、特にその数が増加している。しかし、当時の労働争議は未だ数においても少なく、しかも地方的なものであって、長期化するようなものは見られなかった。とも角、労働者の生活は窮乏状態におとし入れられたが、それにニュー・ジーンランドは、当時は海外の羊毛価格と原始的な貿易に依存する不安定な経済状態の国であったから、それがさらに労働者の生活の窮乏化に拍車をかけ、失業問題が強く叫ばれるにいたり、一八七二年から七五年にかけて労働争議の発生を見るにいたった。しかし、それらは数においてはすこぶる僅かであり、地方的なものであり、長期化するようなものはほとんど見られなかった。

ところが、一八七六年以降、経済不況が一段と深刻化し、特に中小企業や修繕業などが大きな打撃を蒙り、労働賃金の低下、労働時間の延長、児童、婦人労働者による成年男子労働者の代替等々労働条件の切り下げが強行され、いわゆる苦汗制度 (Sweating System) が一般化するにいたった。そればかりでなく、莫大な数に及ぶ失業者が街頭に彷徨するという事態をも現出した。このような事態にたいして、労働者の団結は組織欠如のため最初は弱かった。しかし、長きにわたり逆境にあった労働者たちは次第に結束して、労働組合を組織して生活防衛の闘争に立ち上った。ここにおいて、時の政府は、ついに宰相ロバート・スタウト (Sir Robert Stout) の提唱により、一八七八年ニュー・ジーンランドの歴史で最初の労働組合法を制定し、これによって労資間の対立激化を平和裡に処理しようと考えた。ところで、同法はイギリス本国において一八七一年および七五年に制定された労働組合法の完全な生き写しのようなものであった。しかし、この法律の制定によってこれまでのような労働者にたいする不平等な取扱いが

ある程度緩和され、労資双方が法律の前では一応対等な立場が与えられることになった。爾後、一八八五年までの間において、ニュー・ジーンランドの労働組合は、組合数および組合員数においてもにめざましい成長振りを示し、その反対者によってそれを法律でぶちこわす計画を立てるには余りにも強力となり、一八八五年全国的な連合体 (New Zealand Trades and Labour Congress) の第一回大会を開催し、九八年以降定期的に大会を開いて、労働者階級の結束につとめている。その結果、一八九〇年には組合員約一二、二五〇人を有する一二の労働組合が設立され、同年末現在の組合員数は二〇、〇〇〇を組織しており、ニュー・ジーンランドにおける労働組合の勢力はかなり強められ、一八八六年から一八九四年までの間に労働組合が関与した、船員、港湾労働者、羊毛刈り労働者、駅員、製靴工、鋳夫、炭鉱夫、市電従業員、ガス労働者その他数多くの労働者によるストライキが随処で行なわれているが、そのなかでも、一八九〇年オーストラリアのビクトリア州で一火夫が労働組合に加盟したという理由で解雇されたことに端を発した海員たちを中心とする大ストライキは、オーストラリア、ニュー・ジーンランド全土の海運ストへと発展し、鋳山、ガスをはじめとする他産業にも拡大していった。しかし、このときには、世論は労働組合を支持しなかったため、ストライキは労働者側の敗北に終わった。にもかかわらず、これらのストライキを契機として、ニュー・ジーンランドにおける労働組合の勢力は急速に伸びていく。

ところで、一八九〇年から九四年までの間、ニュー・ジーンランドでは、とくに鋭い形態をもって恐慌が一般化し、ためにストライキの件数ならびにストライキ参加者ともに急速に増加している。ただそのストライキは、この時期でも組合幹部の指導が不充分であったためか、敗北に終わったもの

が少くない。とはいえ、戦いは既に大衆的な性格を帯びるようになっていた。したがって、ブルジョア階級は、弾圧という手段で労働者階級の闘争の発展を阻止することの不利を知った。

それ故、政府は、一八六五年には主従関係法、六七年には徒弟保護法を制定、七〇年にボーゲル(Sir Jurinus Vogel)が宰相になってからは、矢継ぎばやに七一年には契約者責任法、七三年には婦人雇傭法、七五年には児童・婦人労働者就労年令および深夜労働法の改正、八一年には婦人並に弱年労働者最低年令の引上げ、および婦人と一八才以下労働者の残業賃金などを規定した婦人等雇傭法、八二年には雇傭者責任法を制定、八三年にセツダン(Ricard Seddan)が宰相になってからは、すこぶる進歩的な政策たとえば八四年には労働賃金法、九一年には現物賃金禁止法、炭鉱監督法、九二年には職員法、九四年には工場法および船員、船客保護法などを制定、実施している。とりわけ一八九四年にはこの種の社会立法としては世界で最初のものとして注目をひいた労働争議の調停および仲裁裁判制度である「産業調停および仲裁法」(Industrial Conciliation and Arbitration Act)が議會を通過し法律となった。同法によれば、ほとんど全産業部門が強制、仲裁制度の適用を受けることになるのであって、もし労資の紛争に際し任意調停に成功せぬときは仲裁裁判所に付託することになっており、その裁定は最終的裁定がおきるまでは、ストライキもロック・アウトも非合法となるのである。なお、同法は、一八九八年改正し、爾後、仲裁裁判所が最低賃金をきめるという規定をした。要するに、ニュー・ジールランドにおいては、まず仲裁制度のもとでストライキ権を抑制しておいて、その代りに最低賃金をきめるというのであった。

## 二、

さて、ニュー・ジールランドにおいては、当時、老令期に達した貧困な賃金労働者にたいしては生活の資を与えるべきであるという考え方が支配的であった。これは、賃金労働者の所得は決して老後の生活をささえるに足るほど充分なものではないという認識、そしてまた、救貧や慈善などによらず、過去の労働にたいする報酬として生活の資を与えることは国家の義務であって、これを特定の団体などに義務づけようとすべきではないという認識によるものであるが、一八九八年に制定された老令年金法(Old Age Pensions Act)は、そのような考え方にもとづき実現するにいたったものであり、爾後年金の対象は老令者から、不具者、病弱者、寡婦、孤児、失業者などにも拡大して適用すべきものとされ、緩慢ではあったが着実な進歩をもって実現をとげて行くのである。同法は既に紹介したがセツダンの提唱になるものであって、彼は労働者階級から身を起して同国宰相の地位をかちえた極めて進歩的な人であるといわれている。けだし、彼の業績はたしかに高く評価されねばならないと思うが、ニュー・ジールランドでは、一八九九年に施行された普通選挙で、労働党が自由党との提携によってではあるが議員総数四七人のうちの二五人を議會に送り込むことに成功しているのである。そのことは、要するに同国における労働者階級の勢力がそのとき既に相当力強いものになっていたということを物語る。一八九〇年から九四にかけて、非常に多くのストライキがニュー・ジールランドの全土にわたって発生しているのであるが、そのことは、一方においては一八八九年以降同国の全産業界が不況のドン底にのめり込み、労働者階級の生活を窮乏状態におとしめ、そのことが労働者階級を結集せしめて、強力な労働組合の統一戦線を可能ならしめ、闘争に立ちあがらしめた、そして

そのようなことがやがて多数の同志を議会に送り込む結果をもたらした、ということになるのであろう。

### 三、

さて、老令年金法は一八九八年に制定、実施されたが、ニュー・シールラントでは既に一八八二年と八三年に大蔵大臣アトキンソンが社会保険特に疾病、事故、老令、寡婦および孤児にたいする保険を行なうことを提唱し、二箇年にわたり下院に提案し続けた。しかし、それは「怠惰と濫費を助長し、自己に頼る気持をそこない、また家庭を破壊する」との理由で問題とされずにしまった。しかし、社会保険についての考え方は、これを契機として進展し、ついに一八九四年、時の政府はまず老人に関する法律をつくることに決し、委員会を設けてこの問題に関する調査、研究をさせることにした。ところが、九六年の総選挙に先立ち、さきに紹介したセツダンが老令年金法案を提案している。彼のいうところによれば、賃金および年令を除いた収入が年五〇ポンドを越えない六五才以上のすべての老人にたいし、週一〇シリングの年金を与える、というのであるが、資力調査 (Means Test) の必要なしとの反対意見を提議するものの勢力に押しきられて、同法案は廃棄された。

しかし、また、翌年 (一八九七年) にも、前記のものとは異なるが、やはり老令年金法案が議会に提案されている。それは、年三六ポンド以下の収入があるもので、年令六五才に達したすべてのものにたいし、週六シリング一ペンスを一般会計歳入から支出するという案であるが、これもまた議会でにぎりつぶしにされてしまった。しかし、一八九八年七月政府提案の老令年金法はついに議会を通過し、同年一月一日総督の同意を得て実施されることとなった。

ところで同法は、六五才以上のもので、ニュー・シールラントに二五年間居住していたものにたいしては、資力調査 (Means Test) の上、年一八ポンドの年金を国が給付する。ただし、年収三四ポンドを越え一ポンドを増すごとに年金は一ポンド減額され、蓄積した財産が五〇ポンドを越え、一五ポンドを増す毎に年金は一ポンド減額する、と規定している。なお、年金は直接保険料には関係のない一般歳入から支払われるのである。

ここで一言つけ加えておかなければならないことは、前記の年金については、国民登録法によって給付をうけているマオリ戦争従軍者、外国人、帰化後五年にならないもの、および支那人、アジア人などは年金の対象から除外されている、という点。さらに年金を受ける資格のあるものとそうでないものとを区別すれば、次の事項に該当するものは年金を受ける資格がない、という点である。すなわち、

- 一、過去一二年間に、四ヶ月の禁固刑をうけたもの、または過去二五年間に五ヶ年の禁固刑をうけたもの
- 二、六ヶ月以上にわたり、配偶者または子供を遺棄したもの
- 三、過去五年間、まじめな立派な生活を送ってこなかったもの、および年金をうける資格として必要な資産を蕩尽してしまったもの

以上のごとき諸条件が年金受給者の資格を左右するというわけで、この法律が議会で討議されたとき、野党は、この制度は「社会を墮落させる」という理由で極力反対している。

なお、若干つけ加えておかなければならないことは、政府は、当時の物価にスライドさせ、一九〇五年には年金の給付額を週一〇シリングに、一七年にはさらに週一五シリングに、二五年には週一七シリング六ペンスに増額し、また一九一一年には年令制限についても改正を行ない、一四才

未満の子を二人ないし、それ以上養育せねばならぬ両親の年金受給資格年令を女子は五五才、男子は六〇才に引下げ、老令年金を年一三ポンド増額、また二年後には女子の受給資格年令を六〇才に引下げており、このような制度の範囲を爾後次第に拡大している。

たとえば、一九一一年には寡婦年金法を制定して、極めて少額ではあるが、極貧な寡婦には一応年金を支給するとか、一二年にはマオリ戦争年金法（マオリ戦争従軍者のみに限定）を制定するとか、一五年には工場災害のため労働不能となった鉱夫に対して年金を支給する鉱夫年金法を制定するとか二四年には盲人年金法を制定するとか、二六年には貧困な生活状態にある人々の家族にたいして国家がある程度責任を持つべきであるという原則をとりいれて家族手当を支給するなど、がその数例である。

その他、社会労働立法についても見るべきものが多く、一八九九年の賃金裁定法、一九〇二年の労働者災害補償法、〇八年の児童並婦人労働者保護法、〇九の低利資金貸付法（労働者、農民にたいする低利資金の貸下）などがあり（一九一四年第一次世界大戦勃発、一七年まで続く）二一年には労働相互協和法、二三年には徒弟法、二五年には炭鉱法、二六年には廃疾年金法、家族手当法などが制定されている。

ところで、ニュー・ジブランドの労働組合は、既に述べたごとく一八八五年に修正派的立場でその第一回大会を開き、九八年以降定期的に年次大会を開いていたが、その後それらの組合は結集して労働連盟（Federation of Labour）なるものを結成した。しかし、他方社会主義の指導のもとにあった労働者たちも、一九一一年に行なわれた金坑労働者の果敢なストライキ闘争の後、統一労働連盟（United Federation of Labour）なる連合体を結集して、労働党とともに社会民主党的設立に参与した。

ただし、ニュー・ジブランドの労働党は一九〇八年頃にはまだ党の力が弱く、ために自由党との協同戦線をはらなければやって行けぬ状態であった。しかし、やがて組織が確立されるにともないようやく独立の行動をとることができるようになり、第一次世界大戦後は自由党から離れて独立し、一九一四年には議会において七議席を、一九年には八議席を、二二年には一七議席（議員総数八〇人）を獲得し、二三年の年次大会においては、その規約、綱領を改め、生産、分配、交換手役の社会化を目標に、労働権、生産権の確保、週五日、四〇時間労働制などをスローガンとしてかかげるなど、漸次社会民主主義的色彩を感じることができるような成長ぶりを示しつつある。

#### 四、

既に述べたように、一八九八年に老令年金法が誕生してから後、寡婦年金法をはじめとして数多くの年金法の成立をみるにいたったが、しかし、その反面一九一二年までの間だけについてみると、ストライキはその件数および規模においてともにいちじるしい変化がみられるし、労働組合数ならびに組合員数においても次のような増加がみられる。

年次	組合数	組合員数
一九〇四年	一〇九	二七、六四〇
一九一二年	三二二	六〇、六二二

しかも、一九〇六年ごろからは、労働組合が政治活動にその精力を傾けるようになったが、そうしたことは一九〇八年以降については、ニュー・ジブランド労働連盟の発展に負うところが多い（一九一二年における労働連盟加盟者数は一五、〇〇〇人であった）。ところで以上のような諸々の事実に関連して、一九一三年に労働争議調査法（Labour Dispute Investigating-

ation Act) が制定されているということを知っておく必要がある。とい  
うのは、この法律によれば、一定産業にあっては、ストライキ並びに工場  
閉鎖を行なうまえに、調査委員会の調査にふさねばならぬというのであ  
つて、これは要するに強制調停を意味することに外ならず、日本において第  
二次大戦後ストライキなどの争議行動を抑圧するため、国家権力があつせ  
ん・調停・仲裁などを通じて労資間の紛争に介入することを認めた「労働  
関係調整法」とその目的、内容を同じくするものである。すなわち、一八  
八〇年代にドイツにおいて行なわれたビスマルクの社会政策即ち社年保険制  
度の制定・実施が、社会運動・労働運動にたいする「鞭」としての「社会  
主義鎮圧法」とたくみに結合していたという事実を、われわれはここで想  
起することが必要であると思う。

## 五、

さて、一九二九年世界恐慌がはじまったが、ニュー・ジブランドもこれ  
に巻き込まれ、一九三〇年には就業労働者数の減少、したがって失業者の  
増加という現象をみるにいたった。しかも三一年には失業者が大量化し、  
その数は六〇、〇〇〇人以上にも及んだ。したがって、それが労働組合加  
入員数にも影響を及ぼし、二九年に一〇二、六〇〇人であったのが、三三  
年には七一、九〇〇人に減少するという事態を生むにいたった。

このような失業問題に直面した政府は、早急になんらかの措置を講じな  
ければならなかった。そこでまず第一に行なつたことは、年金支給額の引  
下げであった。すなわち、年金を賃金や俸給などと同じように、三二年に  
はこれまでの支給額の一〇%引下げた。しかし、その後同国の経済界が若  
干上向きの傾向をたどり出したので、三四年にはまず老令年金を五%引下  
げ、翌三五年には、その他の年金を、三二年に引下げたその直前に支給さ

れていた額に引き戻した。

他方、政府は、一九三〇年には失業法を制定して、まず職業安定所を設  
置し、二〇才以上のものの登録制を実施したが、特に失業救済の緊急手段  
としては、国家的規模の失業を取扱う特別の機関は設立せず、もっぱら地  
方団体に補助金を交付して、各種の公共事業に失業者を就労させるよう努  
め、或はまた砂金採掘やマオリ族の失業者（二〇才以上、六〇才以下の男  
子）の土地開発計画などにたいして、補助金を交付するなど、失業者の職  
場開拓をはかり、また五〇才以上のものや認可された救済計画に適さぬ力  
仕事のできないものにはこれに扶助し、女子失業者にたいしては  
食事、衣服などがある程度無料で支給し、授産所や訓練所に収容して労働  
指導を行ない、出来上つた仕事にたいして、週一〇シリング支払う、とい  
つたことなど失業救済は、主として救済のための仕事の割り当てと、扶助  
をともなつた対策として処理されたが、一九三三年一〇月現在の失業者七  
九、五八七人（内男子七〇、〇〇〇人）が記録されている。

## 六、

ところで、労働党は、次のごとく三年毎に行なわれた総選挙に毎回投票  
数を増して行き、一九三五年一月の総選挙には三九万二、九七二票を獲  
得して五五人（総数八〇人）を議会に送ることができ、ここにはじめて同  
党は第一党として政治上における支配権を握ることとなり、一九四九年ま  
で政権の座にすわる。

総選挙年次	投票総数	選出議員数
一九〇五	三、四七八	〇
一九〇八	一五、九七四	一
一九一一	四八、六七一	四

一九一四	四九、五七七	六
一九一九	一三二、七一五	八
一九二二	一四五、一四八	一七
一九二五	一八四、六一六	一二
一九二八	一九六、三八二	一九
一九三一	二四一、九九一	二四
一九三五	三九二、九七二	五五

数年間にわたり、ニュー・シーランドの圧倒的多数の国民大衆が職を失ない絶対的貧困、窮乏の状態の下に呻吟していたので、政権を握った労働党は、この窮状から国民大衆を救い出すため、一九三六年に雇傭促進法を制定して働く場所と就労の斡旋に着手し、他方年金法を改正して身体障害者および遺棄された妻にたいして年金が支給されるようにしたほか、老令年金受給資格としての居住期間を二五年から二〇年に短縮したが、その後三八年三月一五日にニュー・シーランドに居住していたものに対してはその期間をさらに短縮して一〇年とし、過去に徴役を受けた場合の失格を廃止し、年金額を五八ポンド一〇シリングに増額した。その外、寡婦年金は、従来本人二六ポンドに子供一人増す毎に二六ポンドを加算していたが、これを五二ポンドに子供一人増す毎に二六ポンドを加算するよう増額した。

以上のごとく、労働党内閣は極力失業救済に力を注ぐとともに、労働条件の改善、年金法の改正を行なうなどして国民大衆に居住民の福祉厚生をはかることにつとめた。しかし、これだけのことでは経済不況のなから国民大衆を立ち上らしめることはできなかった。ここにおいて行なわれたのが一九三八年の社会保障法 (Social Security Act) の制定である。当時

同国の首相 (労働党) はサーヴェーシ (Rt. Hon. M. J. Savage) であるが、彼は社会保障法が成文法となったとき、つぎのように述べている。

「何故、人びとは、身分相応の賃金をもらってはいけないのか。何故、人生は晩年になったときに、あるいは不具になったときに、それ相応の年金をもらってはいけないのか。私は、それを知りたい。身をもって同胞の世話を引き受けることよりも、さらに尊いものがキリスト教のなかにあるだろうか——」。

私は、人びとの生活が保障されるのを見たい……。私は、貧困にも屈せず、病氣や老令にも不安のないしっかりとしたヒューマニティーを見たい」。

同法は、在来の諸社会立法を廃止しあるいは改正して、これを同法に統合したものであり、さらに無釀出給付を基礎としていた点当時としては大いに画期的なものであったが、また生活困窮者に生活費を支給するのは国家の義務であるという原則をはじめで確立した点でも大きな意義があると思うのであるが、さらに、国民が経済的負担から医療を受けることができなくさせないよう国家は責任を負わなければならない、との考え方にもとづき、同法が医療給付制度の設定をも規定していることは特筆せねばならないことであろう。要え、同法は金銭給付と医療給付とをその内容としている単一の立法であり、しかも国民全体を対象とする広汎な普遍的な給付を規定しているという点において、イギリスやアメリカの制度とは異なるし、世界における一典型でもあるといえよう。なお、ここで付言しておきたいことは、同法はイギリスの社会保障制度の指針となり、青写真を与えたビヴァリジ報告書——正確には「社会保険およびその関連諸事業に関する報告」にまで影響を及ぼしている、ということも知っておく必要があ

る。

さて、同法は一九三九年四月一日から実施されたが、しかも、同法は社会保障立法における最終的形態としては考えられていない。要するに、同法は、当時の経済不況のもとにおいての国民大衆の要望に答えて拡大された基本的な計画であって、その後それは数回にわたって修正され、改正されて行く。では、当時の失業状態はどうであったかという、さきに紹介したごとく、一九三三年に七一、九〇〇人であった失業者は三六年には五〇、〇〇〇人に、三七年には三六、〇〇〇人に、三八年には三二、〇〇〇人と漸次減少の方向をたどり、他方労働組合への加入者数を見ると、一九三三年には七一、九〇〇人であったのが、三六年一月には八五、〇〇〇人に、二年後の三八年には一躍二〇〇、〇〇〇人という激増ぶりを示した。他方三七年四月には労働組合の連合体である労働連盟 (Alliance of Labour) と労働評議会連合 (Trades Council Federation) との会議がそれぞれの組織を解体することに意見が一致し、ここに新しく単一のニュー・シールランド労働連合 (New Zealand Federation of Labour) が結成されている。その新しく結成された連合体の政治的色彩は保守的であったが「潜在的力」を持っており、多くの面でオーストラリアに似た労働運動をもっている。ところが、一九三九年という年には第二次世界大戦が開始されたので、戦時体制下に産業活動が停止するようなことでもなければ、為政者としてはそれこそ重大問題である。したがってそれを防止することは資本家にとっては最も緊急を要することがらであった。そうしたことを理由に、政府は急遽この年にストライキおよびロックアウトの非常時取締法を制定した。この法律は労・資・第三者をもって構成された争議、調停機関で、爾後その機構改革が再度にわたりに行なわれているが、すこぶる資本家本位のも

ので徹底した内容をもったものであった。そればかりでなく、一九四二、四五、四七、四九の四箇年にわたって、若手の増額はしているが、熟練工、半熟練工、不熟練工の賃金を規制している。しかし、労働組合側は戦時下ということでも心ならずもこれを受け容れている。そればかりでなく、これも同じ年のことであるが、戦時体制下という口実のもとに、労働者の賃金や労働条件が、あらゆる産業において規制され、改悪されていることを付記しておく。したがって、一九三九年から四九年まで労働党が政権を握っていた間でも、また一九四九年から五七年までの国民党政府の時代でも、そして再び労働党が政権を握った一九五七年から六〇年までの時代でも、さらに一九六〇年から現在までの国民党政府の時代でも、労働者階級は常に左翼の指導を受けて多かれ少なかれ、積極的な運動を展開して、早くは鉄道、銀行、電信、航空、放送の諸事業の国有化に成功し、第二次世界大戦の末期には石炭産業および運輸業の国有化をも要求している。そして、またニュー・シールランドの労働者連盟は世界労連の結成にも積極的で、一九四五年には一六万五、〇〇〇人、四六年には一九万、四八年には二五万が加盟している。

#### 七、

さて、一九三九年四月一日から実施されることになって社会保障法は「老令、疾病、寡婦、遺子、失業、その他の異状な状態により救助を必要とするにいたったニュー・シールランド国民にたいし、扶助を与え、国民の健康と社会福祉を増進するための現金給付制による国家扶助と、全般的な保健活動を、総合的な計画として具体化したものであって、財源の徴収方法は同法制定以来数回にわたりに改められ、現在では、つぎのものを財源とする特別な社会保障所得税を含む一般歳入が財源となっている。すなわち、同



国に現に居住する一六才以上の個人およびこの国にある法人は、一率にその所得の七・五%（所得税は累進税率）を、社会保障所得税として政府に納めなければならない。そして、これには所得税におけるがごと基礎控除もなければ、また累進率徴課もない。（ただし僅少な所得は納税の対象から除外される）なお、国民の社会保障保健事業にたいする政府の支出総額は、毎年の予算の過半数を占めている。ニュー・ジールランドにおける歳入内訳は次表のとおりである。

ニュー・ジールランド予算（歳入）		（単位一〇〇ドル）	
	一九六六／六七年	一九六七／六八年	一九六八／六九年
税 収	九一八・六	九四九・五	九六一・四
所得、社会保障税	六六四・四	六七二・六	六七五・〇
関税、売上税、ビール税	二〇五・八	二一七・〇	二二四・〇
その他税	四八・四	五九・七	六二・四
利子、利益収入	一三二・八	一四七・二	一六三・三
道路収入	七〇・八	六三・六	六四・〇
雑収入	一五・六	一七・九	一二・〇
計	一、一三七・八	一、一七八・二	一、二〇〇・七
借入前歳入不足	(-) 一三四・〇	(-) 一〇九・八	(-) 一六一・四
国内純借入	(+) 八九・〇	(+) 九五・一	
海外純借入	(+) 六七・八	(+) 三五・七	
準備銀行返済	(-) 二〇・〇	(-) 一九・二	
差引剰余	(+) 二・八	(+) 一・八	

備考 在ニュー・ジールランド日本国大使館編「ニュー・ジールランド」三八頁から引用

最後に、現在行なわれている同国の社会保障制度の具体的内容を紹介しよう。まず、従来の「年金」は「給付」という言葉に代えて用いられることとしたが、金銭（現金）給付はつぎの一〇種類をその内容としている。

一、一般老令退職給付金 (Superannuation Benefits)。従来の老令年金法に規定されていたとおり、年令六五才以上のもので、給付については一九三八年三月一五日前にニュー・ジールランドに一〇年以上居住していたものに、そのものの所得、財産のいかんを問わず支給される。ただし、この給付金は所得税の課税対象となる。ただし、一二ヶ月間の不在と毎年六ヶ月の不在が許されるし、その他のものには、二〇年間居住している場合には二年間の不在と、毎年六ヶ月間の不在が許される。ただし、給付を受ける申請者には、「立派な道徳的人格と、まじめな習慣、飲酒癖のないこと」や「既婚男子は妻を遺棄し、故意に六ヶ月間子供に食を与えないようなことをしてはならない」とか「既婚の女子がその夫を遺棄し、子供に六ヶ月間食を与えないようなことをしてはならない」というような条件がつけられている。給付は一年に一〇ポンドで、一九六八年になると七八ポンドという老令年金の支給額と同額になるよう毎年二ポンド一〇シリングづつ漸次増額するという綿密な計算ではじめられた。要え、各人は六五才になれば、誰でも退職給付を権利として受けられるし、他の収入や財産所有を理由に給付金が減額されるようなことはないのである。そして、社会保障の支給額は（一般老令退職給付を含み）常に物価の上昇にスライドされている。

二、老令給付金 (Age Benefits) 年令六〇才以上のもの（ただし未婚の女子で正業につけないものは五五才以上）で、一九三八年三月一五

日前にニュー・ジラランドに一〇年以上居住していたものに支給される。この給付金には基本支給額が定められており（一九三八年当時は資力調査の上、一週に一ポンド一〇シリングで、おおむね成年男子の名目賃金率の三〇%であったが一九六八年には六五才であれば、資力調査をすることなく一般老令退職給付金が支給される。そのものの所得（傷疾者年金および戦争寡婦年金は所得とみなさない。以下同じ）および財産により減額される。

三、寡婦給付金 (Widows Benefit) 子供のある寡婦と子供のない寡婦の間には差別が設けられ、給付の種類はつぎのとおり二つの主要なグループに分けられる。

(イ) ニュー・ジラランドで生んだ一六才以下（通学中のものは一八才まで）の子供を扶養する寡婦。

(ロ) 扶養すべき子供のない寡婦

(イ)の場合には、以前の寡婦年金と同じように、居住の期間如何にかかわらず支給される。ただし、出産のときに一時的に国外にあった場合、または夫が死んだり、あるいは夫に遺棄されたり、あるいは夫が収容命令を受ける直前の三ケ年間、同国に生活していた場合には給付が受けられる。基本給付額は、年六五ポンド、一六才未満の子供一人を増す毎に二六ポンド加算。しかし、基本給付額はその後たびたび増額され、現在は年一三〇ポンドである。なお、右の基本給付には、さらにこれに加えて年七八ポンドの母性手当が子供の扶養を助けるという理由で支給されるが、その子供については一人につき年二六ポンドの家族給付も受けられる。

(ロ)の場合には、子供を生んだことのある寡婦と、子供を生んだことのない寡婦とによって給付は異なる。現在、遺棄された妻および精神病者の妻にも支給されるが、子供を生んでも、申請のときに一六才未満の子供のない寡婦は、結婚して一五年経つか、結婚生活の全期間中およびそれ以後、一六才未満の子供のうち、少くとも一人が一五才以下

のものを養育してきた場合には、給付が受けられる。

子供を生んだことのない寡婦は、五〇才から寡婦になり、それまで少くとも五年間結婚生活を送っていたならば、給付が受けられる。四〇才から寡婦になった場合の五〇才以上の寡婦も同じであるが、このものはそれ以外の条件として一〇年間結婚生活を送っており、少くとも結婚以来一五年間経過していなければならない。子供のない寡婦にたいする基本給付額は年一三〇ポンドである。

なお、寡婦にたいする給付は、現在、年七八ポンドを越えた額だけ減額される。

四、遺児給付 (Orphans Benefits) 自身この国で生れたか、またはその両親が死ぬ直前三カ年間同国に居住していた場合の一六才未満の子供（通学中のものは一八才まで）は、遺児給付を受ける資格がある。給付額は、年六五ポンドであるが、所得や資産を調査し、給付額が減額される場合もある。

五、家族給付 (Family Benefits) 一六才以下（通学中のものは一八才）の子女で、この国で生れ、または母の一時国外旅行中に生れ、もしくは国外で生れたが、この国に一年以上居住し、または将来永住しようとするものにたいし、ミーズン・テストの制限なく原則としてその母に支給される。本給付金は、家屋の購入、増築、抵当の返済などまとまった資金が必要とされるときには、一括貸付が受けられる。

六、廢疾給付 (Invalids' Benefits) この給付は、全盲であるか、あるいは事故、疾病、生まれつきの不具の結果、一生仕事をすることができないもので、一六才以上六〇才未満のすべてのものに支給される。ただし、給付をうける資格をうけるためには、申請前一〇年以上、引續いてこの国に居住していなければならない。基本給付額は老令給付の場合と同じで、現在年一三〇ポンドであるが、しかしそのものの所得、財産にしたがいその額は減額される。

七、坑夫給付金 (Miners' Benefits) この国で坑に二年半以上従事し、坑夫肺結核、またはその他の職業病による疾病もしくは心臓病により就労能力を失ったもので、この国に五年以上居住していたものに支給される。本給付は、所得、財産により減額するようなことはない。

八、罹病給付金 (Sickness Benefits) 罹病により一時的に仕事ができなくなり、収入の手段を失った一六才以上二〇才未満の申請者にたいして居住していたものに支給される。基本週間支給額はつぎのように定められ、そのものの所得 (新たに職業を得た場合) により減額される。

現在の給付額

扶養すべきものない一六才以上二〇才未満の申請者にたいしては……一ポンド一〇シリング

その他のすべての申請者にたいしては……二ポンド一〇シリング  
申請者の妻にたいしては……二ポンド一〇シリング

扶養されている子供は家族給付の形で毎週一〇シリング支給される。

九、失業給付 (Unemployment Benefits) この国に一年以上居住し所得週三ポンド以下のもので、就職の希望と能力を有するが失業中のものにたいして支給される。ただし正当の理由なく失業しているもの、不

都合の所為によって解雇され失業しているもの、および正当の理由なく就職の申出を拒否したものに支給されない。

妻にはその夫が失業により扶養され得ない場合にだけ支給される。

現在実施されている支給額は、所得調査の上で週四ポンド一五シリングまで支給されている。

一〇、緊急給付 (Emergency Benefits) 老令、肉体的、精神的労働不能、家庭の事情、その他なんらかの理由で、自己およびその被扶養者を十分に養って行くだけの収入を得ることができないで、また各種の法律に照しいかなる給付も受ける資格がないものに対しては、その困窮の程度を考慮して、社会保障委員会の裁定により疾病給付なり失業給付なりを受けることができる資格があると認められた場合でも、緊急給付を行なうことができる。なお、金銭給付は、家族給付金を別として、同一人に同時に二つ以上の給付金受給資格を具備するときは、支給額がもっとも多額となる一つの給付金だけが支給される。

八、

一九三八年の社会保障法の実施以前には、前払式の医療や入院サービスについての全面的な組織は、ニュー・ジールランドにはなかった。それ以前には、友愛組合のごとき民間団体が、会員から会費を徴収して医師や病院との協定により、無料の、または一部無料の医療および入院治療を行っていた程度で、国民のうちでこのような友愛組合の活動に参加していたものはごく僅かで、一般には必要に応じ、自費で医療や入院治療を受けていた。その他、病院および慈善施設によって慈善事業を行なう場合には、病院委員会が、入院治療、または他の形の救済を行なう場合もあるが、これはいづれも患者の家計の状態に応じ無料あるいは割引の措置が講じられ

る。

ところで労働党は一九一二年における選挙に際し、「医療および入院治療は、家計の状況如何にかかわらず、区別なしにすべてのものに適用する社会的サービスである」と宣言し、国民の保健サービスはつぎのようになるであろうということ約束した。

「全市民に、疾病、疾病期間中、医師を呼ぶ権利を、また専門委が必要である場合には、専門委と相談し、その治療をうける権利を、そしてわれわれの病院制度の再編成によって、健康の恢復と維持のために必要であるすべてのその他のサービスを受けられる権利を与えよ。労働党政府は、このようなサービスを有効に行なうために、必要な研究所を設け、この仕事に従事する医者およびその他のものについて十分な支払を行なうであろう。このサービスはすべての家庭にたいして行なわれるであろう。」

その後、議会内に労働委員会や専門委員会が設けられ、健康給付立案についての論究が続けられていたが、一九三八年、労働党はつぎのような宣言を発表した。

「現在立案中の社会保障法は、すべての国民にたいして充分にして適切な入院、サナトリウム、医療、薬剤、助産および他の疾病サービスを行なうことになるであろう。この規定は、疾病の予防を目的として、積極的な方法としてつくられたものである」

労働党政府はこのような宣言にもとづき、一九三九年四月まず保健局に必要な行政機関を設立し、引きつづいて国者精神病院における無料診療を実施した。以下、ニュー・ジラランドで現在行なわれている医薬給付の概略を紹介することにしよう。

一、出産医療給付 (Maternity Benefits) この種の給付はもっとも人気

のあるもので一九三九年から実施されている。若い家族のものに重くの上のものはおそらくないであろうから。ニュー・ジラランドでは、産院、医師、産婆または看護婦にたいして、出産処置、入院および出産前後の診療代が国によって支払われ、實際上本人はおおむね無料ですむことになっている。

二、病院医療給付 (Hospital Benefits) この給付は、公立病院および認可をうけた私立病院における助産給付支給期間中の出産のための入院は別として、それ以外のすべての入院患者の治療を含み、治療代は、本人は公共病院ではおおむね無料で、給付は入院期間中の社会保障基金から支払われる。個人病院の場合には治療代は自己負担せねばならない。

三、診療給付 (Medical Benefits) 家庭医のサービスを給付に取り入れたもので、それはつぎの三つの方法のいづれか、またはすべてにより行なわれる。

まず、患者の医師にたいする支払は、患者は支払額についての詳細を記した受領書を医師から発行してもらい、患者はこれにもとづき保健局へ申請して、診察、または相談一回につき法定額の払い戻しを受けることができる (払戻制度)。

次の制度では、医師は患者から直接現金は受けとらない。患者は処方箋にサインするだけで、医師は保健省に請求書を送り、基金から規定の法定額を受けとることができる (直接請求制度)。

第三の制度については特別規定はないが、社会保障法の規定によって認められているもので、診療の報酬として規定の法定報酬を受ける

代りに、慣行料金の一〇シリングで診療を行ない、この額のうち、直接請求制度による患者のサインをした請求書によって基金から法定額の七シリング六ペンスを受け、さらに残りの三シリングは直接患者から徴収する。この残りの三シリングの負担は、「受取書」支払制度として知られるようになった(受領書制度)。

しかし、戦争の終了後、次第に直接請求制度に受取書制度を加味する方向に少しづつ向って行った、現在採用している制度は、かなりまちまちだが、全体の三四％が払戻制度をとり、六六％が直接請求制度または受領書制度を採用している。要え、個人開業医の診療代は開業医または個人に支払われる、というのであるが、實際上、本人はある程度の自己負担を要することになる。

四、薬品給付 (Pharmaceutical Benefits) 患者が医師の処方箋を最寄りの調剤師のところに持って行けば調剤してもらえ、薬剤師は現金を受取る代りに、患者の署名と住所を書き込めばよい。この書き込まれた処方箋は、それから保健省の最寄りの物価局に二週間おきにまとめて郵送される。物価局の職員が、成分の費用を算出し、適当な調剤手数料、特別手数料を加え、容器の費用を計算して、基金が負担すべき処方箋について総費用を算出する。すべての処方箋に記載された費用は合計され、契約を行なっている薬剤師に支払われる。また、契約している薬剤師は、調剤の外、保健省の認可を受けて、患者、または産院によって出された助産婦の請求書に基いて作った助産請求書にたいし、基金から支払を受ける。

五、補足給付 (Supplementary Benefits) 社会保障法の規定により、保健大臣は、同法自体に特に述べられている主要な疾病給付にたいし、保

充分な効果を与えることが必要であると考えられる補足給付を実施する権限を与えられた。

それらの補足給付は、つぎのごときものである。

- (一) レントゲン診療給付 (X-ray Diagnostic Services)
- (二) 物理療法給付 (Physiotherapy Benefits)
- (三) 家事手伝給付 (Domestic Assistance)
- (四) 実験給付 (Laboratory Diagnostic Services)
- (五) 歯科治療給付 (Dental Services)
- (六) 器具給付 (Artificial Aids)
- (七) 特殊治療給付 (Specialist Services)

右に掲げた諸給付は、主要な疾病給付にたいし、充分な効果を与えることが必要であると考えられた場合に実施されるものであり、したがって、それは主要な給付に従属するものであるか、または、これに付け加えられるものである。

レントゲン診療給付(サービス)は、一九四一年八月から実施されたが、これは、明らかに医療給付および一般医療サービスの実施をさらに効果的にするために補足して給付されるもので、公共病院のサービスにたいしては全額、個人施設のそれには規定の額が支払われ、物理療法給付にたいしては、登録本療法の療法代として規定された額が支払われ、国立、公立およびその他補助機関からの看護婦、家庭巡回サービスにたいしては全額が支払われ、公立病院または公認の病理学者による病理実験にたいしてはその全額が払われ、一六才以下の学童の国立、公立歯科診療所および登録個人歯科開業医が行なった歯科治療にたいしては全額が支払われ、ある種の視力喪失者にはコンタクト・レンズが無料で支給され、補聴器にたいしては無料で支給される場合と、その代価の一部を補助される場合とがあり、

また、義手、義足の代価の部は補助される。最後に、特殊な技能または経験を必要とする治療代にたいしては、その若干額が補給される。その他、一九四四年の社会保障（家事手伝）規則は、種々の理由から母親が働けなくなった場合、あるいは非常に困った場合に、家事手伝を社会保障法の下において給付としてはじめるための第一を規定したが、現在では、規則とは単に家庭において家事扶助を行なう目的で組織された公認団体にたいし、社会保障基金から補助を行なう形で支払をすることになっている。やはり右と同じ年に、地方看護サービスを対象とする補足給付が実施された。

このサービスは医療サービスをおいそれと受けるわけにはゆかないような人口稀薄な地域において多く実施されており、サービスはすべて、患者にとって無料である。また、一九四二年九月一日から開始されたマッサージ給付がある。この目的は、医療サービスをこなしている医師が、医師の勧告により患者が特別なマッサージの給付を受けることができるようにし、また一般治療の一部としても一定期間総合的に治療を行なうことができるようにすることで、公立病院で行なわれるマッサージの施術は、入院患者、または外来患者にたいする病院給付の一部に含まれるが、一般の開業しているマッサージの施術は、患者は規定の料金をマッサージ師に支払わなければならない。また、一九四六年四月一日から細菌検査サービスについての補足給付が実施された。それは、公認の病理学者の直接の監督を受けて実施される細菌検査サービス、または、病院委員会によって雇傭されている公認の細菌学従事者によって実施される細菌検査サービスについて給付が行なわれるが、公衆衛生を目的で行なう予防的診断、病後の診断血清およびワクチンの製造、または歯科、あるいは生命保険のために行なう細菌検査サービスについては、給付は適用されない。

すでにのべたごとく、ニュー・ジールランドにおける社会保障制度は、第二次世界大戦開戦の年を契機として実施に移されたが、その後ときに前進したり、停滞、または後退したりして今日に及んでいる。そうしたこと、資本主義諸国について共通的にいえることである。つぎの表は、国民所得にたいする社会保障給付額を対比して国際的順位を示したものであるが、国際的にみたニュー・ジールランドの社会保障水準を知る参考になるであらう。

国名	一九四八—九	一九五三—四	一九六〇
西ドイツ	一八・五	一九・二	一七・四六
フランス	一四・七	一八・五	一七・四六
アメリカ	一一・〇	一七・〇	八・六四
ベルギー	一四・四	一六・二	一七・四六
イタリー	一〇・二	一四・七	一四・三六
ニュー・ジールランド	一五・〇	一二・六	一四・三六

註 I. L. O. The Cost of Social Security (1964)

W. B. SUTCH. The Quest for Security in New Zealand P251, 252

右表でもわかるが、ニュー・ジールランドについてみれば、一九四八—九年と一九五三—四年とでは、社会保障のために徴収された国民所得のパーセンテージは、一五・九%から一二・五%、すなわち五分の一以上の低落を示している。その後の新しい数字は入手していないが、ニュー・ジールランドにおける社会保障制度は、現在決して順調に運営されているとはいえないのではないかと思う。

追記（参考文献）

1. W. B. SUTCH "The Quest for Security in New Zealand" 1966
1. NOEL & WOODS, "Industrial Conciliation and Arbitration in New

Zealand" 1968

1. HENRY BROADLEAD, 'Stat Regulation of Labour and Labour Disputes in New Zealand. A Description and a Criticism.' 1908

1. New Zealand Official Year Books.

1. SOCIAL SECURITY DEPARTMENT, 'The Growth and Development of Social Security in

1. REEVES, 'State Experiment in New Zealand.' 1950

1. 厚生大臣官房総務課。社会保障資料第二二二号「ニュー・ジールランドにおける社会保障の生育と発展」一九五四年

1. 国際労働機関。社会保障への接近。一九五一年

1. 在ニュー・ジールランド日本大使館編。ニュー・ジールランド、一九六三年

ニュー・ジールランドは、一九六七年七月一日までは、イギリスと同じくポンド、シリリング、ペンスを通貨単位として使用していたが、同日を期してドル、セントを単位とする一〇進通貨制に切り換えた。ニュー・ジールランドドルは旧通貨の一〇シリリングに相当し、ニュー・ジールランドドルは一〇〇セントである。現在、ニュー・ジールランドドルのIMF平価は、一九六七年一月にイギリスの平価切下げに追隨して、一九・四五%の切下げを行なったから、一・二二米ドルである。(邦貨四〇三円に相当する)。

附記

ニュー・ジールランド (New Zealand) は、北島(一一万五〇〇〇平方キロ)、南島(一五万平方キロ)の二大島のほかに、スチューワード島をはじめとし、チエザム諸島および周辺の多くの小島、さらに太平洋上のトケラウ諸島、ニウエ島、クック諸島その他を合せての総面積二六万八六八〇平方キロ、すなわち六、六〇〇万エーカーで、日本全土の面積の約七三%にあたる小国である。そして、南島にはクック山をはじめ三、〇〇〇メートル級の高山が一七もあり、南部では氷河をもつものが多い。北島には三火山がこの島の中部山系を構成し、その西側には日本の富士山に似たエグモント火山がそびえている。したがって、北島には温泉地が多い。

ニュー・ジールランドは、北方の亜熱帯から南の亜温帯にまたがり、したがって四季を通じ寒暑の差が少なく、十二月ごろから二月ごろまでが夏で、七、八月ごろが冬である。しかも年間を通じ規則的な降雨が特徴であり、日照時間は年間平均二、一〇〇時間以上である。

それゆえ、牧草は、平坦地はいうに及ばず、山岳の傾斜面でも一年中成長している。したがって、それが同国を牧畜業国たらしめているのであるが、そればかりでなく、温帯地方におけるすべての農業をも可能ならしめている。

ところで、ニュー・ジールランド統計省が一九六七年末に発表したところによれば、同国の住民人口は約二七五万人(その約九一%はイギリス系白人。先住民のマオリ Maori 族は二二万二、六〇〇人)でその約七〇%が北島に集中している。なお、同国では第一次産業たる牧畜業、農業が主力であるから人口の都市集中はいちじるしくはなく、人口一〇万以上の都市は僅かに首都ウエリントンのほかクライストチャーチ、オークランドなどにすぎぬ。

右のごとく、ニュー・ジールランドにおける産業の主体は農業部門であって、労働人口の約一三%を雇用しているに過ぎないが、製造業は二七%、第二次産業サービスその他が六〇%となっている。また、国民総生産の面からみると、工業(運輸、公共事業、建設業を含む)は四〇%、サービス三八%で、工業部門の貢献度が最も高い。